

「民法改正後の成人式」の考え方及び開催について

1 行政が行う「成人式」の実施年齢の考え方について

(1) これまで20歳で成人式を行ってきたのは、「民法の成年年齢が満20歳である」ことが根拠であることから、改正された民法が施行される時点（2022年4月1日）で18歳成人式に変更する。

(2) 成人式は、新成人本人が社会的な責任を持ち成人になることを自覚する。また、社会が成人として扱うことを確認する節目であると考える。

2 18歳成人式の課題について

伊賀市では、成人になる年度の1月に成人式を行っているが、民法改正後も1月に行うことは、対象者のほとんどが高校生であることから、受験や就職活動などで参加が困難であるため、開催時期を変更する必要がある。

3 2022年度以降の「成人式」について

(1) 開催日及び開催方式

2023（令和5）年1月（8日三連休の中日）20歳の成人式 〔2002（平成14）年4月2日～2003（平成15）年4月1日生まれ〕 …分散会場で実施

2023（令和5）年3月（19日・日曜日）19歳の成人式 〔2003（平成15）年4月2日～2004（平成16）年4月1日生まれ〕 …分散会場で実施
--

2023（令和5）年5月（4日みどりの日）18歳の成人式 〔2004（平成16）年4月2日～2005（平成17）年4月1日生まれ〕 …1会場で実施 以後、毎年みどりの日に18歳対象の成人式を行う。

(2) 上記の開催日とした理由

- ① 伊賀市では、20歳の成人式は1月に行っており、20歳についてはこの時期に行うことで、式がスムーズに行える。また、新成人の多くは2年前から服装等の準備を進めているため、準備期間が確保できる2023（令和5）年1月開催とする。
- ② 19歳は、20歳と同時開催する場合、会場や出席者の服装の確保が困難であり、3月にずらして開催する。
- ③ 18歳については、成人となって最も早く成人式を開催できるタイミングとして、ほとんどの新成人が高校を卒業した後の直近の連休がある5月に開催する。

(3) 上記の開催方式とした理由

- ① 分散会場での実施（20歳、19歳）
地域毎の特色を生かし、地域の人々と共に作る新成人を祝う会を開催するため、中学校区毎の実行委員会により、それぞれで企画運営を行って実施する。
- ② 1会場での実施（18歳）
3月末まではその多くが高校生であり、実行委員会を立ち上げて計画をする現行の分散方式での実施が難しいことから、当面は伊賀市が主導で企画や準備を行い、1会場で実施する。